

東日本大震災復興対策本部の運営について（案）

〔平成 23 年 6 月 28 日〕
東日本大震災復興対策本部長決定

東日本大震災復興対策本部令（平成 23 年政令第 182 号）第 12 条の規定に基づき、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

（関係者の出席）

- 1 東日本大震災復興対策本部長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（配付資料の公開）

- 2 本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

（雑則）

- 3 その他、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。ただし、東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。